

【共生モデル地区（黒尊川流域）の第3期活動総括】

経緯

- ・ 黒尊川流域では、平成18年11月19日に流域の住民組織「しまんと黒尊むら」と四万十市、高知県の三者で「黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定」を締結した。
- ・ その後協定内容を一部変更し、平成24年7月25日に第2期協定を締結した。
- ・ 平成29年10月26日に第3期協定を5ヶ年の協定期間として締結した。
- ・ 第2期協定期間中には、「しまんと黒尊むら」の水辺林の間伐、水質調査、子供を対象とした川の生物調査、河川周辺における歩道整備や草刈等の活動が功績として認められ、環境省の平成27年度「水・土壌環境保全活動功労者」を受賞した。
- ・ 令和4年10月に協定期間が終了したため、この期間中の活動総括（目標とする姿（協定第5条）、保全と活用に関する流域住民の取組（同第6条の2）、協定第6条3：保全と活用に関する四万十市、高知県の取組に基づく活動総括（同第6条の3）を以下で報告する。

目標とする姿

1. 川は、アユやアイキリ、アメゴなどの川魚が豊富に棲むことができる清流であること(清流環境についての活動総括(協定第5条の1))

- (1) 第2期に引き続き、くろそん手帖（※1）イベントとして水中散歩（川遊び）や親子で川に親しむイベントを行った。子ども達との交流、清流を守ろうとする意識の向上に繋がった。（協定第6条2（1）（7））

※1 くろそん手帖

余白を大きく取った黒尊地区の案内地図を手に地区の自然や歴史等を調査し、感想や地域の情報を手帖に書き込んでいくもの（平成23年から）

- (2) 「しまんと黒尊むら」と県が協働し、定期的に黒尊川の水質調査（年4回）を行った。調査は、四万十川条例の項目である清流度、水生生物、窒素、リンのほか国の環境基準項目についても実施した。国の環境基準項目は基準を満たしており、四万十川独自の水質基準である清流基準についても水生生物、窒素、リンは基準を満たしていた。清流度は年度や四季、調査時間帯等に左右されやすく、一部基準を下回った年もあったが、他の四万十川の観測地点の中では一番高い（澄んで見える）結果となった。（協定第6条3（8））

- (3) 地区における浄化槽設置状況は改善しており、黒尊親水公園における浄化槽付きトイレ（森林管理署整備）を市西土佐総合支所と共に管理した。（協定第6条2（6）、第6条3（7））

2. 水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること(水辺環境についての活動総括(協定第5条2))

- (1) 高知県清流保全パートナーズ協定（高知食糧株式会社）や森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、水辺林の間伐、遊歩道の整備を行った。（協定第6条

2 (2))

**3. 里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること
(協定第5条3:里の保全についての活動総括)**

(1) 四万十市立中央公民館におけるくろそん手帖展覧会(平成30年8月)で黒尊での旅や活動の思い出を書き記した手帖を一同に集めて展示し、地区内外の方と伝統的な風景についての意見交換や情報共有の場となった。(協定第6条2(5)(10))

4. 森は、足元まで陽が入り、歩いて楽しむことができること(協定第5条4:森の保全についての活動総括)

(1) 高知県清流保全パートナーズ協定(高知食糧株式会社)や森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、水辺林の間伐等を行った。(協定第6条2(4))

(2) 黒尊溪谷親水公園の植物が、シカの食害により林地荒廃や溪谷美を損ねるという問題に対し、設置したシカ防護ネットのメンテナンスと、囲いワナの設置によるシカの捕獲推進を行った。(四万十川森林ふれあい推進センター主体)(協定第6条2(2))

(3) 紅葉を楽しめる登山ルートを検討するため、傷んだ登山道を森林管理署の協力で整備し、登山を行った。(協定第6条2(2)(4))

5. 暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わりとともに、環境にやさしい取り組みが行われ、住民がイキイキとしていること(協定第5条5:伝統文化・歴史等についての活動総括)

(1) 老人会・お茶会等の地域のイベントの中で味噌作りや大豆の煮豆作り等を行うほか、クサギ菜やワラビなどの食文化についてのワークショップの開催やくろそん手帖手書散歩による黒尊川の恵み体験など、地域の料理を共有する取組を行った。(協定第6条2(5))

(2) 「しまんと黒尊むらまつり(※2)」や「くろそん手帖」に係るイベント等を通して、黒尊地区について地域内外多くの方に地域の魅力を発信した。

(主な体験・イベント:植物観察会、ホタル狩り、紙漉き体験、森林軌道の観察、水中散歩、マイ箸づくり、ストラップづくり、クリスマスリースづくり等)(協定第6条2(7))

※2 しまんと黒尊むらまつり

食、文化、歴史が結集した黒尊地域で年1回開かれるお祭り。令和元年度で14回目。(令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

(3) 平成17年より「しまんと黒尊むら」の活動を紹介した紙媒体の「黒尊むら通信」を年2~3回発行した。(協定第6条2(10))